

令和5年1月19日

第2回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第2回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和5年1月19日(木) 午後1時
場 所 倉吉市役所 大会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 議 事
 - (1) 議案第3号 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について…… 1
- 5 協 議
 - (1) 令和4年度倉吉市教育委員会表彰について…………… 4
- 6 教育長報告
- 7 報告事項
 - (1) 各課報告(別紙)
 - (2) 市議会対応状況
- 8 その他
- 9 閉 会

議案第3号

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

次のとおり倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和5年1月19日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

【改正理由】

学校給食の食材費用の高騰に対応するため、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員等から徴収する学校給食費に相当する経費を増額するよう倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正するものです。なお、同規則第2条において規定する児童又は生徒についての学校給食費は、国の交付金を活用して当該高騰分を賄うこととしているため、増額しません。

【改正要旨】

- 1 市立小学校の教職員等についての学校給食費に相当する経費1食当たりの徴収額を293円とし、市立中学校の教職員についての1食当たりの徴収額を332円とすることとした。(第7条関係)
- 2 市立小学校等において学校給食の試食を受けた者についての学校給食費に相当する経費1食当たりの徴収額を293円とし、市立中学校における試食1食当たりの徴収額を332円とすることとした。(第8条関係)
- 3 その他所要の改正をすることとした。
- 4 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和4年4月1日から適用することとした。(附則関係)

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則（平成25年倉吉市規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>293円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>332円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食の試食に係る経費の徴収)</p> <p>第8条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実にを図ることを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、<u>徴収をせず、又はこれを減額することができる。</u></p> <p>(1) 倉吉市立小学校及び倉吉市立学校給食センターにおける試食 1食当たり<u>293円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校における試食 1食当たり<u>332円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>283円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>322円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食の試食に係る経費の徴収)</p> <p>第8条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実にを図ることを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、<u>徴収しないことができる。</u></p> <p>(1) 倉吉市立小学校及び倉吉市立学校給食センターにおける試食 1食当たり<u>283円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校における試食 1食当たり<u>322円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

【協議事項】

教育総務課

令和4年度倉吉市教育委員会表彰について

令和4年度倉吉市教育委員会表彰の被表彰者の決定について、倉吉市教育委員会表彰要綱第4条の規定により協議します。

記

- 1 令和4年度 倉吉市教育委員会表彰候補者
別添のとおり